

学校評議員設置要項

喜多方市立第二小学校

(趣旨)

第1条 この要綱は、喜多方市立小学校及び中学校規則（平成18年喜多方市教育委員会規則第9号）第34条第2項の規程及び「喜多方市学校評議員設置要綱」に基づき喜多方市立第二小学校における学校評議員の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地域に開かれた特色ある学校づくりをより一層推進していくため、学校に学校評議員を置く。

(役割)

第3条 学校評議員は、校長の学校運営に関する権限と責任を前提として、校長の求めに応じ、学校運営に関する事項について意見を述べるものとする。

(選出及び構成等)

第4条 校長は、できる限り幅広い分野から学校評議員としてふさわしい者を推薦し、喜多方市教育委員会が委嘱する。

2 学校評議員の数は5人以内とする。

(任期)

第5条 学校評議員の任期は、委嘱された日から翌年3月31日までとし、補欠の委員を選任した場合の任期は、前任者の残留機関とする。

2 評議員は、再任されることができる。

3 教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、任期満了前に委嘱を解くことができる。

(運営等)

第6条 校長は、必要に応じて、学校評議員による会議等を招集し、これを主宰する。

(守秘義務)

第7条 学校評議員は、立场上知りえた秘密を漏らしてはならない。その立場を退いた後も、同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は校長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。